

群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター規程

平成 23. 4. 1 制 定

改 正 平成 23. 12. 13 平成 25. 11. 26

平成 26. 4. 1 平成 28. 3. 22

令和 2. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に、研究及び教育の支援業務を行うため、群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(業 務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健学研究・教育の企画・立案・運営・評価に関すること。
- (2) 保健学研究・教育の支援に関すること。
- (3) 高度保健医療専門職教育の支援に関すること。
- (4) 多職種連携教育の支援に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(組 織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 企画・産学連携部門
- (2) 予算運営部門
- (3) 評価部門

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 センターに、次の各号に掲げる推進室を置く。

- (1) 国際保健推進室
- (2) 地域保健推進室
- (3) 高度専門職養成推進室
- (4) 多職種連携教育推進室
- (5) 保健学研究推進室

2 推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 企画・産学連携部門長
- (4) 予算運営部門長
- (5) 評価部門長
- (6) 国際保健推進室長
- (7) 地域保健推進室長
- (8) 高度専門職養成推進室長

- (9) 多職種連携教育推進室長
 - (10) 保健学研究推進室長
 - (11) センターの担当を命ぜられた教員
 - (12) その他必要な職員 若干人
- 2 センター長は、保健学研究科長をもって充て、センターの業務を掌理する。
 - 3 副センター長は、保健学研究科長が指名する保健学研究科の担当を命ぜられた教員をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 第1項第3号から第10号まで及び第12号の職員は、保健学研究科長が指名する保健学研究科の担当を命ぜられた教員をもって充てる。
 - 5 第1項第2号から第10号まで及び第12号の職員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議は、センターの運営に関する事項を審議する。
- 3 センター会議は、前条第1項各号に掲げる職員をもって組織する。
- 4 センター会議に議長を置き、副センター長をもって充てる。
- 5 議長は、会議を招集する。
- 6 センター会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 センター会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 センターの事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、保健学研究科教授会の議を経て、保健学研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月13日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第5条第1項第2号から第8号まで及び第10号の職員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。